**―10.23通達発出から１１年にあたって―**

**「学校に自由と人権を！１０・２５集会」アピール**

東京都教育委員会（都教委）が卒業式・入学式などで「日の丸・君が代」を強制する１０・２３通達（2003年10月23日）を発出してから１１年。「君が代」斉唱時の不起立・不伴奏等を理由に４６３名もの教職員が処分されています。また、再雇用職員・再任用・非常勤教員等の合格取消・採用拒否なども70名を超えています。１０・２３通達と前代未聞の大量処分は、東京の異常な教育行政の象徴です。

安倍政権は、秘密保護法の強行（2013年12月）、解釈改憲による集団的自衛権行使容認の閣議決定（2014年7月）など「海外で戦争をする国」へと暴走しています。そのため教育委員会制度を初めとする戦後教育制度の全面的改編、道徳教育の強化、教科書検定制度改悪等、教育の政治支配と愛国心教育による「国家に従順な人つくり」の道を突き進んでいます。

東京では、その先取りとも言える状況が進行しています。都立高校での自衛隊との連携に名を借りた防災宿泊訓練は、自衛隊への「体験入隊」であることを防衛省当局が認めています。「学力スタンダード」による都教委の各学校の教育課程への介入、都教委の「生活指導統一基準」という名の「処罰主義」による画一的生徒指導の押しつけ等が、教職員の管理・支配の強化と軌を一にして進行しています。また、「国旗・国歌法」に関する記述が都教委の「考え方と異なる」として実教出版の日本史教科書を排除しています。

これらは、厳しい環境の中で困難を抱える生徒に寄り添い全面発達をめざす教育を歪める教育行政による教育破壊にとどまらず、「戦争をする国」のための子どもつくりを狙うものです。私たちは、「教え子を再び戦場に送らない」決意を胸に闘いを広げていきます。

さて、最高裁は、2011年5月～7月に続く2012年1月及び2013年9月の一連の１０・２３通達関連訴訟の判決で、許し難いことに職務命令を「違憲とは言えない」として戒告処分及び１名の教員の減給処分・停職処分を容認する一方、東京都の「裁量権の逸脱・濫用」を認定して３２件・２５名の減給処分・停職処分を取り消し、機械的な累積・加重処分に一定の歯止めをかけました。

しかし都教委は、違法な処分をしたことを謝罪するどころか、最高裁で減給処分を取り消された７名の現職の都立高校教員に再処分（戒告処分）を発令するという暴挙を強行しました（2013年12月）。

また、今年の卒業式・入学式では、都教委は最高裁判決に反し２名の教員を減給処分にしました。更に、被処分者に対する「再発防止研修」を質量ともに強化し、抵抗を根絶やしにしようとしています。

しかし、被処分者・原告らは、１１年間、都教委の攻撃に屈せず、法廷内外で、学校現場で、粘り強く闘いを継続しています。多数の市民、教職員、卒業生、保護者がこの闘いを支えています。東京の学校に憲法・人権・民主主義・教育の自由を取り戻すため絶対に負けられません。

本日、１０・２３通達関連訴訟団が大同団結し、「日の丸・君が代」強制反対、「子どもたちを戦場に送らない」運動を広げるために、「学校に自由と人権を！１０・２５集会」を開催しました。

集会に参加した私たちは、広範な教職員、保護者、労働者、市民の皆さんに「日の丸・君が代」強制と都教委の教育破壊を許さず、自由と民主主義、そして子どもたちのために、共に手を携えて闘うことを呼びかけます。**何よりも「子どもたちを再び戦場に送らない」ために！**

２０１４年１０月２５日

**「学校に自由と人権を！１０・２５集会」参加者一同**